

理容師・美容師の養成のあり方等に関する 今後の検討に向けた整理（案）

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

第3回専門委員会までの議論の整理

これまでの議論の経緯

- ・第1回専門委員会（R6.6.18）：理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向、当面のスケジュール（案）
- ・第2回専門委員会（R6.9.12）：検討に当たっての主な論点（案）、美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告、関係団体からの意見聴取①（日本ビューティー創生本部）
- ・第3回専門委員会（R6.12.25）：関係団体からの意見聴取②（国際理容美容専門学校、岩手理容美容専門学校）

委員の主な意見（総論）

- 高齢化社会や国際化社会が進む中で、理容・美容に対する消費者ニーズも多様化している。こうした変化に対応すべく、どのように理容師・美容師を養成していく必要があるか、どのような技術や技能が必要になるのかといった観点から教育内容について検討していくべきではないか。
- 国家資格として、施設の衛生と安全性の確保、最低限度の技術を身につけているだろうという消費者からの期待や信頼がある。継続した教育が重要であり、養成施設と現場のサロンが連携して教育していくことが大切である。
- 理美容業界に限らず、大学等を卒業して就業した若い働き手が、3年未満での離職率が高いことが問題にされている。ミスマッチ、要するに現場を知らずに表面的な部分で就業先を選択するため、理想と現実のギャップが大きく辞めてしまうことが多い。理容・美容の現場でもこうした状況があるのではないか。
- 養成課程の中で美容師としての基本的な技術、知識を身につける。問題は、ライセンスを取って実際に現場に入つてからだろう。それに対して、全美連は、教育の継続性を考えて、評価認定制度を作った。養成施設で学んだ若い方を業界で受け入れて、継続的に教育していくことが非常に大切だろうと考えて推進している。
- 理容師・美容師の離職率に関して、養成施設の教育に原因があるといった意見もあるが、最初の就業ではミスマッチがあるかもしれないが、養成施設とサロンがお互いに協力し合うことが必要。子どもたちが夢を持って入ってきて、それを続けているということは御理解しておいていただきたい。
- 業態の多様化、サービスの多様化に合わせて教育内容を細分化すると、かえって制度全体の複雑化につながり、毎年制度を変えるような事態に繋がってしまうのではないか。【注：第2回専門委員会での参考人ヒアリングに対する意見】
- 生活衛生業全体でみたときに地方にもなくてはならない業種。人口減少に伴って地方に例えば理美容の教育拠点がなくなっていくのは大きな問題になりかねない。そういう中長期的な視点で検討することが必要。

第3回専門委員会までの議論の整理

今後の課題の整理（案）

- 理容・美容サービスは、国民生活に欠かせないものであり、高度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師及び美容師を養成・確保していく必要。
- また、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業が、将来にわたって若者にとって魅力的な職業であることが重要。
- 今後の養成制度の検討に当たっては、少子高齢化が進展する中で、理容業及び美容業の担い手を各地域で安定的に輩出するとともに、近年の離職動向にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことが重要。

【18歳人口の推移】

約112万人（2022年）▶約96万人（2035年）▶約82万人（2040年）
(出典) 学校基本統計（文部科学省）、日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生中位・死亡上位）（国立社会保障・人口問題研究所）

【理容業・美容業の若年従事者数の推移】※34歳以下の数値

理容業：18,710人（2010年）▶7,150人（2020年）
美容業：103,700人（2010年）▶85,470人（2020年）
(出典) 国勢調査（総務省）

【近年の離職動向】

調査結果	調査名
・初職が美容師の方の就業期間 3年末満：36.7%	美容サロン就業実態調査（2024年） (出典) リクルート ホットペッパービューティー
・初職からの転職先 美容師：55.4% 美容関連以外：27.9%	新規短大等卒就職者の産業別離職状況（令和3年3月卒） (出典) 厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
・3年目までの離職者の割合 生活関連サービス業、娯楽業：62% 全産業：45%	理容師・美容師の養成施設卒業後の離職状況 (出典) (公社) 日本理容美容教育センター
・3年以内に理容所・美容所を退職した者の割合 40.9% (うち、他の理容所・美容所に転職した割合 46.4%)	

【検討の視点】

①消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進

- コアとなる基礎知識・技術の習得をベースとしつつ、幅広い理容・美容サービスの学習機会確保

②「養成施設の教育」から「理容所・美容所への就業」の円滑な移行の推進

- 理美容業界でのミスマッチによる離職防止、人材定着の推進

③社会環境の変化に対応した、養成施設の運営の安定化の推進

- 人口減少下においても、将来にわたり全国で有能な人材を安定的に輩出する方策
- ICT技術の発展等を踏まえた効率的・効果的な履修方法の活用促進

④平成29年改正に関連した課題への適切な対応

- 通信課程における面接授業の特例の見直し（新設した修得者課程との均衡等）

主な論点項目（案）

○第3回専門委員会までの議論を踏まえ、以下の論点項目について、今後の対応の方向性をご議論いただきたい。（各論点に係る制度の現状、これまでの議論及び今後の対応の方向性案は次頁以降のとおり。）

主な論点項目（案）

1. 必修課目と選択課目の履修内容について 【検討の視点①②関連】
- 2 – 1. 養成施設における実習のあり方について 【検討の視点①②関連】
- 2 – 2. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について 【検討の視点②関連】
- 3 – 1. 同時授業の特例の取扱いについて 【検討の視点③関連】
- 3 – 2 遠隔授業の実施について 【検討の視点③関連】
4. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて（平成29年改正関連） 【検討の視点④関連】

論点ごとの議論の整理及び今後の検討の方向性（案）

1. 必修課目と選択課目の履修内容について

<制度の現状>

- 必修課目は、①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥理容（美容）技術理論、⑦運営管理、⑧理容（美容）実習の8課目で構成され、理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得する課目。
- 選択課目は、幅広い教養を身に付け、人間性豊かな人格の形成や保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものとして、厚生労働省の通知に示す課目の例を参考に、養成施設において独自に設定する課目。

<専門委員会での御議論>

- 養成施設において特色ある教育を行うことができるよう、選択課目の内容を充実させていくべきではないか。
- 理容・美容は高齢化の問題と非常に深い関係にあり、人の対話やコミュニケーション、高齢者や障害者等の対応について学ぶ機会が必要ではないか。
- キャリア指導は非常に重要。過疎地など営業場所に応じてどのような経営をするか、育児・子育てとの両立についてどうするかといったライフステージを交えた授業を行うことで選択肢が広がるのではないか。
- 2年間で学んできた内容を1年で学ばせるというのは、教育の現場で無理があるのではないかという懸念がある。

【注：第2回専門委員会での参考人ヒアリングに対する意見】

- 現行の昼間課程の総履修単位（67単位以上）は、一般的短大等と比較すると充実した設定となっており、履修単位の増加は、学生の負担の増加に繋がるのでないか。
- 選択課目は、人材育成の側面が大きく、必要な教養を身に付ける重要な機会であり、履修単位の削減は望ましくないのでないか。

【注：第2回専門委員会での参考人ヒアリングに対する意見】

<ヒアリングでの御意見>

- 平成29年改正は、修得者課程の創設、理美容業に特化した教科課程の見直し、実習時間の増加など良い見直しだったと感じる。
- 理容・美容業界の離職率を考えれば、自身の将来について考えるキャリア教育に係る課目があつてもいいのではないか。

<今後の検討の方向性（案）>

- 理容師・美容師養成に当たって必須となる知識・技能の修得を図る必修課目の履修を中心としつつ、多様な消費者ニーズを踏まえ、養成施設において、選択課目を柔軟に設定・活用し、特色ある教育を促進することが重要と考えられる。将来、理容業及び美容業に従事するに当たり、習得すべき実践的内容への重点化を促進する観点から、通知で例示されている選択課目に関して、以下のような見直しを行うこととしてはどうか。

- 卒業後の理美容業界への定着を促進する観点から、必修課目の「運営管理」において行われている接客等に関する教育に加えて、早期から自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導や就職活動や就業に必要な接客マナーに関する教育を実施する課目を新たに例示。
- 一般教養課目群の「社会福祉」において、知識の向上を図るために、様々な客層に対応できる人材を養成する観点から、店舗における高齢者や障害者の接客対応、外出が困難な高齢者等に対する出張理容・出張美容などに係る教育内容の充実。
- その他、履修内容について検討すべきことはあるか。

論点ごとの議論の整理及び今後の検討の方向性（案）

1. 必修課目と選択課目の履修内容について（続き）

（参考）現行の必修課目の運営管理と選択課目の社会福祉の履修内容（抜粋）

教科課目	理容師養成施設の教科課程の基準の運用について （通知別添）理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について （通知別添）美容師養成施設における教科課目の内容の基準
必修課目	<p>運営管理</p> <p>(1) 実施方針 ア 経営管理及び労務管理の基本的事項を学習することによって、理容業における運営管理手法の重要性を認識させ、理容所の運営に役立たせること。 イ 理容業において、適切な<u>接客態度がいかに重要であるかを自覚するとともに、消費者対応の基本を学ばせ、実践する能力を身に付けさせること。</u></p> <p>(2) 各項目の内容 ア 経営管理 (ア) 経営戦略及び経営管理の基本的理論について、理容業における実例を交えて理解させること。 (イ) 理容所の運営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせること。 イ 労務管理 (ア) 労務管理の基本的理論について、理容業における実例を交えて理解させること。 (イ) 従業者に社会保険、雇用保険の仕組みについて学ばせること。 ウ 接客 (ア) <u>社会人としての一般常識を理解させ、理容業における接客の意義と技術について具体的な事例を挙げながら学び、習得させること。</u> (イ) <u>苦情処理など消費者対応の基本的事項について、理容業における実例を交えて学ばせること。</u></p> <p>(3) 学習指導上の留意事項 ア 理容所の運営の実態を見学させ、理容の運営管理について、具体的な知識を習得させること。 イ 経営管理を単に理論として理解するだけにとどまらず、理容所の経営に実地に活用する能力を高めること。</p>	<p>(1) 実施方針 ア 経営管理及び労務管理の基本的事項を学習することによって、美容業における運営管理手法の重要性を認識させ、美容所の運営に役立たせること。 イ 美容業において、適切な<u>接客態度がいかに重要であるかを自覚するとともに、消費者対応の基本を学ばせ、実践する能力を身に付けさせること。</u></p> <p>(2) 各項目の内容 ア 経営管理 (ア) 経営戦略及び経営管理の基本的理論について、美容業における実例を交えて理解させること。 (イ) 美容所の運営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせること。 イ 労務管理 (ア) 労務管理の基本的理論について、美容業における実例を交えて理解させること。 (イ) 従業者に社会保険、雇用保険の仕組みについて学ばせること。 ウ 接客 (ア) <u>社会人としての一般常識を理解させ、美容業における接客の意義と技術について具体的な事例を挙げながら学び、習得させること。</u> (イ) <u>苦情処理など消費者対応の基本的事項について、美容業における実例を交えて学ばせること。</u></p> <p>(3) 学習指導上の留意事項 ア 美容所の運営の実態を見学させ、美容の運営管理について、具体的な知識を習得させること。 イ 経営管理を単に理論として理解するだけにとどまらず、美容所の経営に実地に活用する能力を高めること。</p>
選択課目	<p>一般教養課目群 社会福祉</p> <p>(ア) <u>社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させること。</u> (イ) <u>理容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせること。</u> (ウ) <u>我が国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせること。</u></p>	<p>(ア) <u>社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させること。</u> (イ) <u>美容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせること。</u> (ウ) <u>我が国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせること。</u></p>

2 – 1. 養成施設における実習のあり方について

＜制度の現状＞

- 実習は養成施設内で実施することを原則としつつ、実地に役立つバランスのとれた理容又は美容技術を身に付けさせるとともに、実務経験を通じて、専門職業人としての自覚を促すことを目的に、生徒の技術習熟状況に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、必修課目の理容実習・美容実習において実務実習（※1）を行うことが可能。実務実習に加えて、実務実習を実施する上での留意事項に準じて選択課目（専門教育課目）において校外実習（※2）を行うことも可能。

※1 実務実習：一定の要件の下、年間60時間を超えない範囲で理容所・美容所で行う実習

※2 校外実習：実務実習を実施する上での留意事項に準じて、教科課目の区分ごとに養成施設が定める単位数又は授業時間数の5分の1を超えない範囲で校外で行う実習。

＜専門委員会での御議論＞

- 理容師・美容師の従事者数の減少、理容業・美容業の離職率が高まり、若い働き手が減少・離職する傾向にある中で、実務実習は、現場を知る貴重な経験として意義がある一方で、現場の悪い側面も知ることができるなど、理想と現実のギャップの解消に資する機会と考えられる。
- 実技実習では、受付業務や清掃など、実際に客に直接触れて施術させる機会は少なく、実技のスキルアップというより、サロンに就職したときのシミュレーションといった捉え方ではないか。
- 養成施設での公衆衛生学や消毒学などの座学に加え、基礎的な技術の習得が衛生的で高度な技術に繋がるのであり、簡単に実務実習を増やせばよいというものではないのではないか。
【注：第2回専門委員会での参考人ヒアリングに対する意見】

＜ヒアリングでの御意見＞

- 就職活動及び就職後を意識して理美容行為を実施させており、入社初日にシャンプーが行えるようになることを目標としている。
- 職場を知るという位置づけの下、サロンワークに触れることで技術職・接客業としての難しさ、喜び、やりがいを理解し、技術修得、就職の意識向上に役立てている。
- 養成施設での学習で身につく技術と現場で生かせる生きる技術に大きな誤差がある。実務実習の時間について、養成施設に裁量を持たせてても良いのではないか。
- 年間60時間以上必要な場合は、選択課目の校外実習で対応できると考える。
- 上限時間を拡大した場合、サロンごとに教える内容に大きな差が生まれる、提供できるサービス・レベルが限られており顧客満足に繋がらない、生徒の管理が難しくサロン側の人員確保の手段とされる、といった懸念が考えられる。

論点ごとの議論の整理及び今後の検討の方向性（案）

2-1. 養成施設における実習のあり方について（続き）

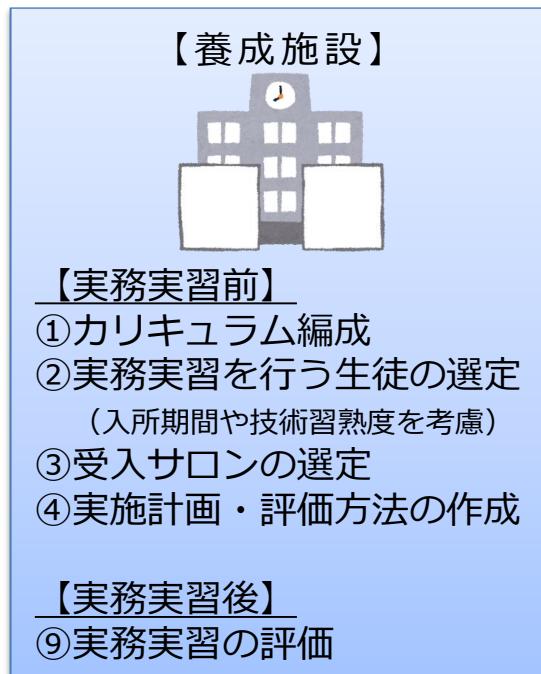
（参考1）理容実習・美容実習における実務実習の取扱いについて

○実習は養成施設内で実施することを原則としつつ、生徒の技術習熟度に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理（美）容師を配置する理（美）容所において、従事する理（美）容師の指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で、理（美）容行為及びその附隨する作業（実務実習）を行うことが可能。

○養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成。

○指導に当たる理（美）容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、養成施設が実務実習の評価を実施。

実務実習の標準的な流れ



（注）通知において、実習の開始時期は、入所後おおむね6ヶ月を経過してからとすることを規定

⑤生徒を理容所・美容所に送り出し

⑧生徒ごとの実務記録を作成・提出



（実習実習の留意点）

- ・1日当たりの時間数は、実習実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受入先の営業状況等を勘案し、適切な時間数を設定。
- ・実習実習を受ける生徒は、実習実習生であること及び氏名を記載した標識の着用が必要。
- ・1人の理容師・美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下。

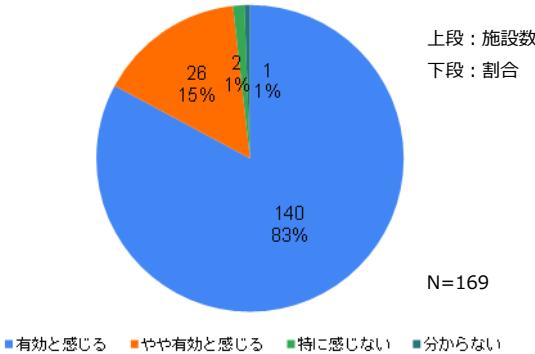
※選択課目の校外実習についても、実習実習の取扱いに準じて、養成施設の判断において実施。

論点ごとの議論の整理及び今後の検討の方向性（案）

2-1. 養成施設における実習のあり方について（続き）

（参考2）美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告 調査2（抜粋）

問2 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。
現行の美容所における実務実習は有効だと感じていますか。

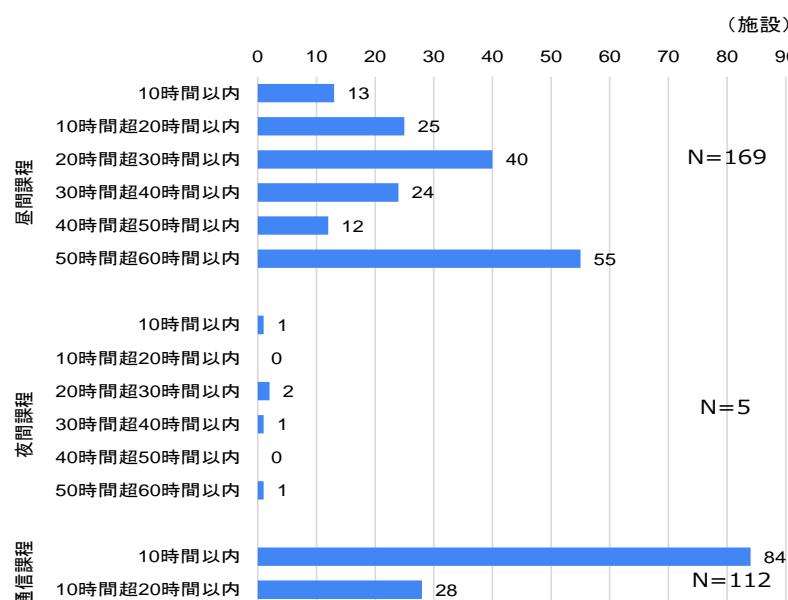


■問2で各項目を選択した具体的な理由（自由記載）について、
厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

【「有効と感じる」と回答した施設（140施設）】

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（66施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（60施設）
- ・接客やコミュニケーション能力の必要性を確認できるため（29施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（17施設）
- ・就職後の離職防止に繋がるため（9施設）

問4 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。
美容所における実務実習のおおよその年間時間数をお聞かせください。



問9 実務実習において、見直した方が良いと思う点や改善した方が良いと思う点について、教えてください。

【実務実習制度の見直しや改善点】

- ・実務実習制度の周知不足（生徒が美容行為を行えること 等）（14施設）
- ・実務実習の上限時間の増加（12施設）
- ・受入サロン側の実務実習制度に対する更なる理解（5施設）
- ・実務実習の上限時間の縮小（2施設）
- ・実務実習の1日当たりの上限時間の設定（1施設）

【養成施設における実習状況の見直しや改善点】

- ・受入先における指導内容等の統一・調整（11施設）
- ・受入サロンの確保・充実（9施設）
- ・実務実習前における養成施設での十分な指導（3施設）
- ・実務実習ではなく養成施設内での美容実習の充実（2施設）

論点ごとの議論の整理及び今後の検討の方向性（案）

2-1. 養成施設における実習のあり方について（続き）

＜今後の検討の方向性（案）＞

【共通（必修課目・選択課目）】

- 消費者ニーズが高度化・多様化する中、就業後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階で、現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性及び重要性が増している。まずは、一定の条件の下で理容行為又は美容行為を行うことが可能であることを含め、現行の関連制度（実務実習と校外実習）の積極的な活用を周知することとしてはどうか。

【選択課目（専門教育課目）】

- 養成施設における特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度等を重点的に学ぶ機会を提供する課目の設定を弾力的に行うことができるよう、校外実習の単位数・授業時間数の上限について、「教科課目の区分ごと」に5分の1を超えない範囲から、「選択課目（専門教育課目）全体」で合計が5分の1を超えない範囲へ見直すこととしてはどうか。

【上限時間の目安の改正イメージ】※選択課目の単位の内訳は法令等で規定していないため、下図の単位は便宜的に記載したもの。

The diagram illustrates the conversion of a 5-unit selection course into a 1/5 unit per subject. On the left, a table shows a 5-unit course divided into 12 units (360 hours) across four subjects. An arrow points to the right, where a second table shows the same course structure but with each subject's unit value reduced to 1/5 of its original value, resulting in a total of 72 hours per subject.

	教科課目	単位数（授業時間数）	うち校外実習
一般教養課目群	・・・・	8単位（240時間）	－
専門教育課目群	エステティック	2単位（60時間）	0時間
	カウンセリング	2単位（60時間）	0時間
	総合技術	8単位（240時間）	1/5 48時間
	小計	12単位（360時間）	48時間
	合計	20単位（600時間）	48時間

	教科課目	単位数（授業時間数）	うち校外実習
専門教育課目群	一般教養課目群	・・・・	8単位（240時間）
	エステティック	2単位（60時間）	0時間
	カウンセリング	2単位（60時間）	0時間
	総合技術	8単位（240時間）	1/5 72時間
	小計	12単位（360時間）	72時間
	合計	20単位（600時間）	72時間

【選択課目（一般教養課目）】

- 福祉施設や地域におけるボランティア活動などの機会を更に活用することを周知してはどうか。

【必修課目（実務実習）】

- 実務実習は、理容師・美容師養成の骨格となる必修課目（実習900時間）の一部に位置付けられている趣旨を踏まえつつ、養成施設の判断において、地域の理容所・美容所との連携の下、実践的能力等の習得に向け、より効果的な教育を実施するための工夫として、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることについて、どのように考えるか。

(参考) 現行の120時間（年間60時間×2年）は、実習全体の約1割に相当。

実習全体の2割 ⇒ 180時間（年間90時間）、同3割 ⇒ 270時間（年間135時間）

- なお、上限時間の拡充を検討する場合、受入先の理容所・美容所によって、生徒の習得内容に隔たりが生じないよう、実務実習の質の確保に向けた環境整備について、併せて検討が必要と考えられるが、どのように考えるか。

2-2. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について

<現状>

- 『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』（令和5年7月4日）に基づき、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、「美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度実態調査」を行い、令和6年9月20日付で厚生労働省ホームページに公表し、都道府県等に周知を行った。
- 令和6年度は、調査対象に理容師養成施設も加え、現在、養成施設に対する調査を行っているところ。

<ヒアリングでの御意見>

- 業界サロン、卒業生、保護者を中心に組織した各団体と密に連携し、サロン説明会や講演会、相互の情報交換等を定期的に実施している。
- 企業などと連携して職業に必要な実践的な知識や技術を身につけるための教育課程である職業実践専門課程の認可を受けており、定期的にサロンや理美容団体と連携して授業課目や教育課程を編成し、実践的な授業を展開している。

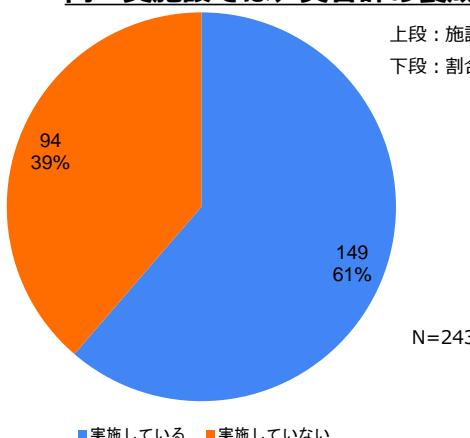
<今後の対応の方向性（案）>

- 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、本実態調査により、引き続き、養成施設及び理容所・美容所における好事例を調査し、周知することとしてはどうか。
- 理容所・美容所における入職後の人材育成の取組推進の重要性について、関係団体の協力を得ながら、周知を図ることとしてはどうか。

(参考) 美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告

調査3 美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続状況（抜粋）

問 貴施設では、美容師の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続について、何らかの取組を実施していますか。



上段：施設数
下段：割合

■回答のあった149施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容
は以下のとおり。

【養成段階における取組】

- 養成施設とサロンにおける情報共有・サロンによる技術セミナー等の実施
(卒業生の就業状況、業界動向、人材育成や離職防止の取組 等) (73施設)
- 卒業生による学校訪問、講演、意見交換、技術講習等の実施 (32施設)
- 就職セミナーの開催や養成施設独自の就職サイト等を通じた就職支援 (19施設)
- 実務実習の活用による現場体験 (8施設)
- 学外の企業説明会、就職イベントへの参加 (7施設)

【就業後における取組】

- 教員が就職先へ訪問し、卒業生へのヒアリングや助言等を実施 (45施設)
- 卒業後の離職者に対する相談窓口等を通じた就職支援 (14施設)
- 養成施設における生徒の学校活動情報等を就職先サロンへ提供 (5施設)

論点ごとの議論の整理及び今後の検討の方向性（案）

3 – 1. 同時授業の特例の取扱いについて

<制度の現状>

- 理容師養成施設の安定した運営の確保の観点から、「理容師養成施設の入所者の数が前年及び前々年の入所者数がいずれも15人未満の場合」、設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設のそれぞれの生徒が、いずれにも勤務する教員から、同時に授業を受けることができる同時授業の特例制度を平成22年に創設。
- 平成28年に、理容師養成施設の運営の安定化の観点から、同時授業の要件について、「理容師養成施設の入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満である場合」に要件を緩和。

	特例制度創設（平成22年1月～）	実施要件の緩和（平成28年5月～）
実施要件	前年及び前々年の入所者数が、いずれも15人未満の場合 であること	入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満であること

- 令和6年4月1日時点で、理容師養成施設単独校は22施設（平成28年度比▲10）、美容師養成施設単独校は186施設（平成28年度比▲3）、併設校は78（平成28年度比+4校）となっており、理容師養成施設単独校は減少し、併設校は微増している。

※ 同時授業の実施施設数：51/79（令和5年4月1日時点）

<専門委員会での御議論>

- 少子化が進む中、理容師養成施設の安定した運営や理容師養成の確保の観点から、実施要件の人数を決めなくてもよいのではないか。

<今後の検討の方向性（案）>

- 令和6年12月、厚生労働省が行った調査によると、令和3年から令和5年における併設校の入所者数について、現行の要件に合致しない併設校は約3割。
- 将来にわたって地域に理容・美容業に必要な人材を輩出できるよう、急速な少子化の進行や教員確保難への早急な対応として、同時授業の要件の更なる緩和を検討してはどうか。

論点ごとの議論の整理及び今後の検討の方向性（案）

3 - 1. 同時授業の特例の取扱いについて（続き）

＜参考①＞令和3年度から令和5年度の併設校における理容師養成施設の入所者数を踏まえた同時授業実施要件の合致状況

	令和3年度と令和4年度				令和4年度と令和5年度				N = 養成施設 (R3) 80, (R4) 79, (R5) 79
	昼間課程		通信課程		昼間課程		通信課程		
	現行要件で対応可能	51	72%	47	71%	50	70%	43	67%
他方の年が人数要件に合致しない	8	11%	6	9%	8	11%	7	11%	
両年とも人数要件に合致しない	12	17%	13	20%	14	19%	14	22%	
合計	71	100%	66	100%	72	100%	64	100%	

※同時授業の実施有無に関わらず、
入所者数をもとに算出
※募集停止等の養成課程は除外。
※夜間課程は母数が少ないと集計外。

＜参考②＞養成施設の入所者数の分布

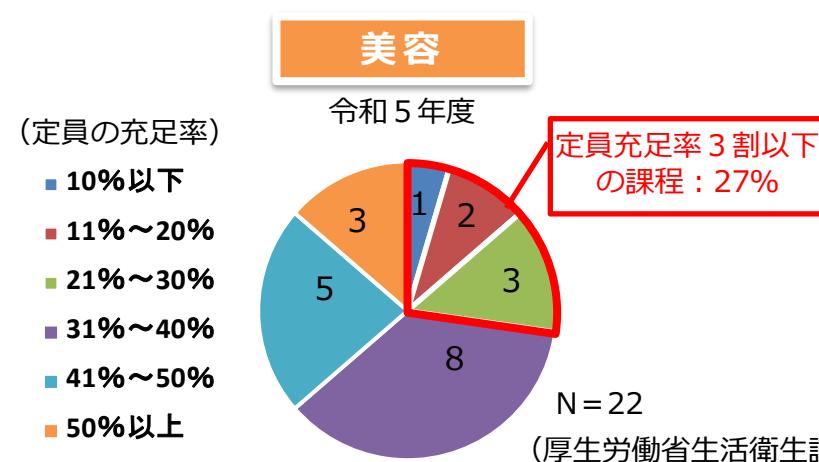
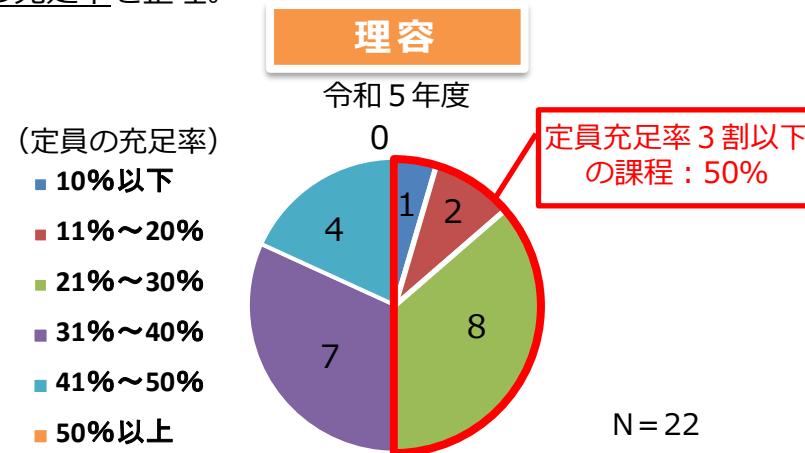
- 参考①で「他方の年が人数要件に合致しない」「両年とも人数要件に合致しない」に該当する理容師養成施設における令和4年度と令和5年度の昼間課程を比較して入所者数が多い方の分布で整理。

N=22

入所者数	～20人未満	～30人未満	～40人未満	～50人未満
施設数	3	8	9	2

＜参考③＞養成施設の定員充足状況（入所者数／定員）

- 参考①で「他方の年が人数要件に合致しない」「両年とも人数要件に合致しない」に該当する養成施設の昼間課程における定員の充足率を整理。



3 - 2. 遠隔授業の実施について

<現状>

- 理容師制度及び美容師制度において、遠隔授業の取扱いを個別に示した通知等はない。
- 養成施設の多くは専修学校で、専修学校設置基準等において遠隔授業は一定の要件の下で行うことが可能とされている。

<専門委員会での御議論>

- 通信課程の通信授業について、オンラインやオンデマンドによる授業を行うことは可能なのか。

<今後の対応の方向性案>

- 近年の情報通信技術の発展等を踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方法を選択することができるよう、理容師及び美容師養成課程の性格等を勘案の上、遠隔授業の取扱いや運用を明確化することとしてはどうか。

(参考) 専修学校における遠隔授業の取扱いの整理

学科	備考
昼間学科 夜間等学科	<ul style="list-style-type: none">専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数の3/4を超えてはならない。遠隔授業の対象となる授業科目は、専修学校の裁量で決めることが可能。遠隔授業を行う場所は、平素授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所。遠隔授業を行う場合であっても、生徒数又は課程に応じ、授業の履修に必要な教室(講義室、演習室、実習室等)の設置や教員の配置など必要な要件を満たす必要あり。
通信制学科	<ul style="list-style-type: none">①印刷教材等による授業、②対面授業を併用して行わなければならず、①②に加えて、③遠隔授業を行うことが可能。通信制学科の全課程の修了要件のうち、120単位時間(1単位時間=50分)に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業の履修が必要。対面授業により実施する授業は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、対面授業の授業科目の一部として、対面授業に相当する教育効果を認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、対面授業の授業科目として取り扱うことが可能。

<遠隔授業の定義について>

- 専修学校設置基準第12条第1項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件（平成18年文部科学省告示第24号）
通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
 - 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの
 - 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの

4. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて

<制度の現状>

- 通信課程における授業は、通信授業（教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業）、面接授業（養成施設における講義、演習、実験又は実技による授業）の併用により実施。
- このうち、面接授業については、120単位以上（600時間以上）の履修が必要とされているが、理容所（美容所）に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒については、60単位以上（300時間以上）の履修で足りるとする特例を規定。
- 面接授業の単位の特例の取扱いについては、平成29年改正後の「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」等において、平成39年度（令和9年度）までに一般の生徒と同基準に見直す予定としている。

<専門委員会での御議論>

- 特例と修得者課程で実習の単位数がアンバランスになっているが、特例を見直すこととなつたバックグラウンドは何か。
(事務局回答)
通信課程の修得者課程の実習時間とのバランスに欠けている点、昼間課程の実習時間と比較して減免の幅が多い点等を考慮した上で判断と承知。

＜参考＞通信課程における面接授業の「理容（美容）実習」の必要単位数（時間数）

	一般の生徒	特例（理容所・美容所の常勤補助者）	修得者課程
総単位数	120単位（600時間）	60単位（300時間）	48単位（240時間）
うち、実習の単位数	90単位（450時間）	35単位（175時間）	45単位（225時間）

- 養成施設、生徒、受入サロンなど現場の負担や混乱を考慮し、実施単位数（時間数）や実施時期を含めて配慮すべきではないか。
- 特例の見直し方針について、現場のサロンに十分に周知されていないのではないか。
- 後継者の確保が難しい時代の中で特例の必要性はより一層高いと考える。300時間のまとめるかは別として、特例措置は残していくべきではないか。

<ヒアリングでの御意見>

- サロンが日常的な人材不足に陥り、スタッフ（通信生）を面接授業に参加させづらい状況となるのではないか。
- 養成施設では授業を行う教室、教員、時間数の確保が難しくなり、職員の負担増、カリキュラム再編、授業料の値上げなどにも繋がるのではないか。また、生徒は、授業料の値上げによる負担増や面接授業に参加するための休暇取得による賃金の低下が考えられる。

<今後の検討の方向性（案）>

- 通信課程（修得者課程）や他の養成課程（昼間・夜間）における実習単位との均衡を踏まえた場合、特例の見直しは必要と考えられる。
- 見直し後の必要な単位数については、理容所及び美容所での常勤補助者の就業実態等を把握した上で、履修内容の減免の妥当性等について評価・検討を行うこととしてはどうか。
- 上記を前提に、通知で示されている平成39年度（令和9年度）までの特例の適用期限については、一定の期間延長し、評価・検討プロセス後の特例の見直し方針について養成施設や生徒、理容所及び美容所に十分な周知を図った上で、施行することとしてはどうか。

論点ごとの議論の整理及び今後の検討の方向性（案）

4. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて（参考）

- （公社）日本理容美容教育センターが社員校に行った調査（令和6年8月）によると、社員校における面接授業単位別コースの開設状況と入学者数の割合は以下のとおり。回収数190校/211校（理容のみ4校、美容のみ126校、併設校60校）〔回収率90.0%〕

【面接授業単位別コースの開設状況】

- ・理容科のうち、**60単位以上（300時間以上）は67.2%**、120単位以上（600時間以上）は1.6%、**左記の両方31.3%**
- ・美容科のうち、**60単位以上（300時間以上）は43.5%**、120単位以上（600時間以上）は12.9%、**左記の両方43.5%**

【面接授業単位別入学者数】

- ・理容科のうち、**60単位以上（300時間以上）は80.9%**、120単位以上（600時間以上）は19.1%
- ・美容科のうち、**60単位以上（300時間以上）は44.3%**、120単位以上（600時間以上）は55.7%

